

【食事療養標準負担金額】

●令和7年4月1日～令和8年5月31日

区分	70歳未満	70歳以上	食事代 (1食あたりの自己負担額)	
	住民税課税世帯	ア	現役並みⅢ	510円
イ		現役並みⅡ		
ウ		現役並みⅠ		
エ		一般		
住民税非課税世帯	オ	低Ⅱ	過去12か月の入院が90日以下	240円
			過去12か月の入院が91日以上	190円
	ー	低Ⅰ	110円	

※住民税課税世帯のうち、指定難病や小児慢性特定疾病の患者など一部の人は、1食あたり300円。

●令和6年6月1日～令和7年3月31日

区分	70歳未満	70歳以上	食事代 (1食あたりの自己負担額)	
	住民税課税世帯	ア	現役並みⅢ	490円
イ		現役並みⅡ		
ウ		現役並みⅠ		
エ		一般		
住民税非課税世帯	オ	低Ⅱ	過去12か月の入院が90日以下	230円
			過去12か月の入院が91日以上	180円
	ー	低Ⅰ	110円	

※住民税課税世帯のうち、指定難病や小児慢性特定疾病の患者など一部の人は、1食あたり280円。